

と、「取調べ」監督業務担当課」とあるのは「関東管区警察局長」とする。

3 関東管区警察局長の警察官（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第六十一条の第三項の規定による指示により派遣された者を含む。）が行う被疑者取調べに関する第九條第一項及び第十條の規定の適用については、第九條第一項中「警察本部の犯罪捜査を担当する課（課に準ずるものを含む。）の長又は警察署長（以下「警察署長等」という。）とあるのは「関東管区警察局長」とする。」とあるのは「関東管区警察局長」とする。

4 警察庁長官（以下「長官」という。）は、国家公安委員会に対し、毎年度少なくとも一回、被疑者取調べの監督の実施状況を報告しなければならない。

第三章 雑則
第十二条 長官は、この規則の適正な施行を期するため、その指名する職員に、次の各号に掲げる事項に関し、実地にその状況を点検させ、及び必要な指導を行わせることができる。

一 第四条から第十一条までに規定する事項の実施状況に関すること。
二 被疑者取調べの監督業務に関する教養その他の当該業務の円滑な運営に関すること。

2 前項の規定による点検は、関係者からの聴取により実施するものとする。
3 第一項の規定による点検及び指導（以下「指導等」という。）は、原則として毎年度一回、皇宮警察本部及び関東管区警察局長並びに全ての都道府県警察に対して実施するものとする。

4 前三項に定めるもののほか、指導等の実施に関し必要な事項の細目は、長官が定める。
（国家公安委員会への報告）

第十三条 長官は、国家公安委員会に対し、毎年度少なくとも一回、この規則の施行状況を報告しなければならない。

（皇宮護衛官への準用）
第十四条 第二条から第十一条までの規定は、皇宮護衛官が行う被疑者取調べについて準用する。この場合において、「取調べ警察官」とあるのは「取調べ皇宮護衛官」と、「警察官」とあるのは「皇宮護衛官」と、「警視庁、道府県警察本部又は方面本部（以下「警察本部」という。）とあるのは「皇宮警察本部」と、「警視総監、道府県警察本部長又は方面本部長（以下「警察本部長」という。）とあるのは「皇宮警察本部長」と、「警察署長」とあるのは「護衛署長」と、「警察署」とあるのは「護衛署」と、「警察署長」とあるのは「護衛署長」と、「犯罪捜査規範（昭和三十一年国家公安委員会規則第二号）第二十条に規定する捜査主任官に相当する職務を行う者」と、「犯罪捜査規範第十九條第二項に規定する事件指揮簿」とあるのは「皇宮警察本部長が定めるところにより犯罪捜査規範第十九條第二項に規定する事件指揮簿に相当する書類」と、「犯罪捜査規範第一百八十二條の二第一項に規定する取調べ状況報告書」とあるのは「皇宮警察本部長が定めるところにより犯罪捜査規範第一百八十二條の二第二項に規定する取調べ状況報告書に相当する書類」と、「警察署長等」とあるのは「護衛署長等」と、「警視総監及び道府県警察本部長」とあるのは「警察庁長官」と、「都道府県公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と読み替えるものとする。

附則（平成二十二年三月三十一日国家公安委員会規則第四号）
この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則（平成二十一年四月一日から施行する。）
この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則（平成二十一年四月二六日国家公安委員会規則第六号）抄
この規則は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十四号）の施行の日（平成三十一年六月一日）から施行する。

附則（令和元年六月二一日国家公安委員会規則第三号）

（施行期日）
1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。

2 この規則による改正前の犯罪捜査規範、国際捜査共助等に関する法律に関する書式例、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、風俗環境浄化協会等に関する規則、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則、自動車保管場所の確保等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則、審査専門委員に関する規則、暴力追放運動推進センターに関する規則、交通事故調査分析センターに関する規則、盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則、原動機を用いる歩行補助車等に関する規則、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手續等に関する規則、届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則、技能検定員審査等に関する規則、運転免許に係る講習等に関する規則、外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則、特定物質の運搬の届出等に関する規則、古物営業法施行規則、交通安全活動推進センターに関する規則、不正アクセス行為の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づく警察庁長官の意見の陳述等の実施に関する規則、運転免許取得者等の認定に関する規則、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則、ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律施行規則、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則、配偶者からの暴力等による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則、確認事務の委託の手續等に関する規則、携帯音声通信提供契約に係る契

約者確認に関する規則、警備員等の検定等に関する規則、届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則、遺失物法施行規則、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則、少年法第六條の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則、行方不明者発見活動に関する規則、国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則、死体取扱規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後のこれらの規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附則（令和四年三月三十一日国家公安委員会規則第一三三号）
（施行期日）
1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）
2 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（経過措置）
2 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（経過措置）
2 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

（経過措置）
2 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

別記様式(第10条関係)		調査結果報告書		年 月 日	
期					
被検査者(被検査者)の調査結果を次のとおり報告する。					
被検査者(被検査者)の氏名	年 月 日				
取調べに係る署名					
調査対象の取調べの日付	年 月 日				
取調べの場所					
取調べの時間					
調査の開始	年 月 日 ~ 年 月 日				
調査の終了					
調査対象行為の有無	有/無				
調査対象行為の有無を判断した理由					
その他参考事項					

注： 監督対象行為の有無を判断するに当たっては、以下のとおりとする。 (注) 日本企業関係は、